

## 東神楽町新型コロナウイルスワクチン廃棄防止指針

令和3年5月25日

東神楽町は、新型コロナウイルスワクチンの接種で予約キャンセル等によりワクチンの余剰が発生した場合の対応について、その方針を定め、それを公表し、ワクチンの廃棄防止に努める。

- 1 東神楽町は、次の者を対象とし、接種対象者リストを作成しておき、接種会場において予期せぬキャンセルが発生した場合は、同リストに基づいて、余剰ワクチンを接種する。

なお、同リストによる対応が困難な場合は、接種会場において接種可能な者に接種する。

- ・ 接種会場の従事者
- ・ 新型コロナ対策事業及び窓口業務に従事する町職員等
- ・ 児童生徒や園児等と業務上接触する機会の多い者
- ・ 高齢者や障がい者と業務上接触する機会の多い者